

役員報酬規程

社会福祉法人こぶし福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こぶし福社会理事・監事の役員報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事会 社会福祉法人こぶし福社会理事会
- (2) 理事 社会福祉法人こぶし福社会の理事として、選任された者
- (3) 監事 社会福祉法人こぶし福社会の監事として、選任された者

(給付)

第3条 非常勤理事・監事には、業務の実態により役員報酬を支給する。その額は、1日7,000円、半日3,000円とする

②理事長(非常勤)には150,000円を報酬月額として支給する。(理事会・評議員会に出席した場合には、非常勤理事に準じて報酬を支給する)

③常務理事(常勤)には200,000円を報酬月額として支給する。(理事会・評議員会に出席した場合には、非常勤理事に準じて報酬を支給する)

第4条 役員報酬の支給について、特別の事由により得がたいときは、理事長がその都度これを定める。

(出張旅費)

第5条 出張を命ぜられた理事には、交通費、宿泊費、食卓料を支給する。役員旅費規程は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成13年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成17年12月19日より施行する。
3. この規程は、平成29年6月11日より施行する。